瀬戸市告示第21号

平成20年瀬戸市告示第35号(会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表			第1表		
会計管理者の権限に属する事務の委任			会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受	設置所	委任の対象となる事務	委任を受
		けた者			けた者
<省略>			<省略>		
観光課	1 入場券売りさばき代	観光課長	まるっとミ	1 入場券売りさばき代	まるっと
	金等の収入金の収納	の職にあ	ュージアム	金等の収入金の収納	ミュージ
	2 観光課発行の図書代	る出納員	課	2 まるっとミュージア	アム課長
	金の収納			<u>ム課</u> 発行の図書代金の	の職にあ
				収納	る出納員
<省略>			<省略>		